

技能講習テキスト「玉掛け作業の知識」新旧対照表 (3訂第6版1刷⇒3訂第7版1刷)

項目	テキスト ページ	項番	行・図表	旧(3訂第6版1刷)	新(3訂第7版1刷)
表紙				表紙・背表紙・裏表紙 3T-6H-1Z	表紙・背表紙・裏表紙 3T-7H-1Z
奥付				2022年9月20日 3訂第6版1刷	2023年6月30日 3訂第7版1刷
目次	iv			クレーン取扱い業務特別教育規程(抄)	クレーン取扱い業務等特別教育規程(抄)
第1章 クレーン等に関する知識	1			主なる	主たる
	11	1.2.5		両側の支柱、または塔の間に太いメインケーブル(主索)を張り渡し、その上をロープによりトロリが横行するクレーンです。	両側の支柱、または塔の間に太いメインケーブル(主索)を張り渡し、(削除)トロリが横行するクレーンです。
	12	1.2.6		建物の天井I型鋼を	建物の天井I型鋼 文章のI字体を1字体にフォント変更しました。
	25	1.7	写真1-49	電磁油圧押し機ブレーキ	電動油圧押し機ブレーキ(名称変更)
第3章 玉掛け用具の選定と使用方法	50	3.1		JIS(日本工業規格)	JIS(日本産業規格)
	57	3.1	参考2.④安全係数	台付け用ワイヤーロープは安衛則第500条第1項で4以上に定められています。	台付け用ワイヤーロープは特に法規に定められていません。 安衛則500条は削除された為、内容を変更しました。
第4章 玉掛け方法および合図の方法	98	4.3	図4-18	鋳鋼	鑄鉄 図4-18の材料を鑄鉄に変更しました。
第6章 関係法令	132			労働安全衛生法(抄) 改正 令和元年6月14日法律第37号	改正 令和4年6月17日法律第68号
	132			労働安全衛生法施行令(抄) 改正 令和4年2月24日政令第51号	改正 令和5年3月23日政令第69号
	141			労働安全衛生規則(抄) 改正 令和4年5月31日厚生労働省令第91号	改正 令和5年4月3日厚生労働省令第66号
	148			(ワイヤーロープの安全係数)500条	第486条～517条削除 安衛則486～517条は削除された為、内容を変更しました。
	165			労働基準法(抄) 改正 令和2年3月31日法律第13号	労働基準法(抄) 改正 令和4年6月17日法律第68号
	167			クレーン取扱い業務特別教育規程(抄)	クレーン取扱い業務等特別教育規程(抄)